

「広域交付の住民票の写し」について

「広域交付の住民票の写し」とは？

「広域交付の住民票の写し」とは、住民登録地以外で交付する住民票の写しです。
本人又は同一世帯員のみが住民票の写しを取得することができます。

「広域交付の住民票の写し」と「住民票の写し」の違い

記載事項は、住所地で発行される住民票の写しとほぼ同様となりますが「広域交付の住民票の写し」には、戸籍の表示（本籍地・筆頭者）を記載することはできません。

また、すでに除かれた人の住民票の写し（除票）は取得することはできません。

（例）転出した人・亡くなった人の住民票の写し

【松崎町での請求方法】

申請できる人	本人または同一世帯員
必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・手数料（1通200円）・本人確認書類 <p><下記のものから1点></p> <p>マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（※1）、旅券、在留カード、その他顔写真付の許可証や資格証明書 など ※顔写真付きの有効中な書類で、住所や名前、生年月日などが最新の情報が記載されたものに限りです。</p> <p>※保険証などの顔写真がない書類は、本人確認書類として受付できません。</p>

（※1）交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限りです。

※広域交付の住民票の写しは、市町村によって手続きが異なる場合がございますので、お近くの市町村役場にお問い合わせください。